スタジオをご利用の皆様へ

気持ちよくスタジオを お使いいただくために

JAPRS（一般社団法人日本音楽スタジオ協会）は、レコーディングスタジオの健全な発展を目指し、1993年より「音楽スタジオ使用規程モデル」を推奨してまいりました。
この度、昨今のレコーディングスタイルの変化や労働環境に対する意識の変化に対応するとともに、若き人材の育成を目的として、この「音楽スタジオ使用規程モデル」を改定いたしました。JAPRSは、これからも皆様と共に音楽文化の向上を目指します。

主な改定のポイントは以下の内容です。

❶ ご予約の際にスタジオ施設などへの入退出時間を確認させていただきます。

これは機材の搬入出やデータの受渡し、駐車場やロビーのご利用などを
スムーズに行うことを目的といたします。（第4条）

❷ メールやファックスなどで申し込みの確認をさせていただきます。

これはご予約いただいた内容をお客様とスタジオスタッフが共有することで、
トラブルを回避することを目的といたします（第5条）

❸ スタジオスタッフの労働環境適正化にご協力下さい。

これは食事など、法令の定めるところによる休憩時間の取得や、
作業終了後のなるべく速やかなご退出などにご協力いただくことにより、
スタッフの勤務時間を適正に管理し、健康管理の改善を目的としたものです（第16条）

音事連（東京音楽事業者連盟）とMPN（一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN）は、JAPRSのこの取り組みに賛同し、協力しています。

JAPRS

当スタジオは一般社団法人日本音楽スタジオ協会
（JAPRS）に加盟しています。

音楽スタジオ使用規程モデル詳細はJAPRS
ウェブサイト（http://www.japrs.or.jp/）
およびチラシをご参照ください。

音楽スタジオ使用規程モデル

前文
このスタジオ使用規程は、当スタジオが、スタジオを御利用頂くお客様に対し、スタジオ使用上の約束事及び、より良い音楽の創造のために当スタジオが提供する役務を明確にすることを目的とします。

第１条（適用範囲）
スタジオ使用契約者と当スタジオとの間で取り交わすスタジオ使用契約は、この規程の定めるところによります。ただし、スタジオ使用契約者と当スタジオとの間で、この規程に定める各条項について特約を結んだ場合、その特約が優先されます。

第２条（スタジオ使用契約の定義）
スタジオ使用契約とは、当スタジオが所有する録音設備及び録音技術者それに附帯するサービスを、有償でスタジオ使用者に提供するための契約をいいます。

第３条（用語の定義）
この規程で使用される用語は、以下の通りとします。
【１】スタジオ使用契約者とは、スタジオ使用契約を結び、使用料を支払う人をいいます。

【２】代理人とは、スタジオ使用契約者から委任を受けて、またはスタジオ使用契約者の代行者としてスタジオ使用契約の申し込みを行う人をいいます。

【３】関係者とは、制作者、アーティスト、ミュージシャン、アレンジャー、エンジニアその他スタジオを使用する人をいいます。

【４】予約とは、スタジオ利用契約の成立もしくは決定の状態をいいます。

第４条（契約の申し込み）
【１】スタジオ使用申込者は、下記事項を明らかにして、スタジオ使用契約の申し込みを行うものとします。
（１）スタジオ使用契約者。
（２）使用日、入室予定時刻・退室予定時刻。
（３）作業内容。
（４）スタジオ料金（１時間料金もしくは１日料金、超過料金、公共交通機関が利用できない場合の早朝深夜料金、有料機材など）。
（５）スタジオ料金の支払条件（支払日、支払方法）。
（６）宿泊施設利用の場合は、宿泊日数、宿泊者数。

【２】スタジオ使用の申し込みをスタジオ使用契約者の代理人として行う場合、代理人は、その旨明示するものとします。

【３】申込金が定められた場合は、スタジオ使用契約者は当スタジオとの間で定める期日までに申込金を支払うものとします。申込金は、第１２条第１項のスタジオ使用料に充当するものとします。

第５条（契約の成立）
スタジオ使用契約者は、下記事項を明らかにして、スタジオ使用契約の本予約を行うものとします。
【１】当スタジオが、スタジオ使用契約者からの申し込みを確認し、その使用を受諾したとき、スタジオ使用契約が成立するものとします。

【２】当スタジオは、スタジオ使用契約者に対し、当スタジオが別に定める書式で成立したスタジオ使用契約の申込確認書を送付（Eメール、ファックスを含む）するものとします。

【３】スタジオ使用契約者が、申込確認書を受領後、その内容について異議を述べない場合は、申込確認書記載の内容のスタジオ使用契約に同意したものとします。

第６条（契約の変更）
【１】スタジオ使用契約者は、当スタジオの承諾を得て、スタジオ使用時間の変更その他スタジオ契約の変更を行うことが出来ます。

【２】当スタジオは、スタジオ使用契約者に、契約の成立したスタジオを提供出来ない場合、スタジオ使用契約者と協議の上、出来る限り同一の条件によるスタジオの使用時間を設定、または他のスタジオを斡旋するなど、誠意を持って対処することとします。

第7条（スタジオ使用契約者による契約の解除）
【１】スタジオ使用契約者は、スタジオ使用契約成立後、スタジオ使用契約の全部または一部を解除（キャンセル）することができます。

【２】スタジオ使用契約者が、第１項に基づき、スタジオ使用契約を解除（キャンセル）したときは、スタジオ使用契約者は、当スタジオが別に定めるキャンセル料に関する規程に従うものとします。ただし、地震、豪雪、豪雨などの天災による、やむを得ない事由によりスタジオを使用することが出来ない場合は、キャンセル料の支払は免除するものとします。

第８条（スタジオによる契約の解除）
当スタジオは、以下の場合スタジオ使用契約を解除することが出来ます。
【１】スタジオ使用契約者及び関係者が、スタジオ使用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがある場合。

【２】スタジオ使用契約者及び関係者が、当スタジオの通常の営業に支障をきたすような行為をする恐れがある場合。

【３】地震、豪雪、豪雨などの天災による、やむを得ない事由によりスタジオを提供することが出来ない場合。

第９条（使用規則の遵守）
【１】スタジオ使用契約者は、当スタジオが別に定めるスタジオ使用規則を遵守して、スタジオを使用するものとします。

【２】スタジオ使用契約者は、関係者に対し、スタジオ使用規程及びスタジオ使用規則を遵守させなければなりません。

第１０条（ハードディスク、テープ等の預かり）
当スタジオは、原則としてハードディスク、テープ、楽器、機材（以下「音源データ等」といいます）の預かりをしないものとします。ただし、当スタジオが承諾する場合、スタジオの使用期間内に限り、該当スタジオの使用にかかる音源データ等の一時預かりを行うものとします。なお、預かり期間内に発生する事故、故障に関しては、故意・過失により生じたものでない限り当スタジオは責任を負担しないものとします。

第１１条（使用確認の署名）
スタジオ使用契約者は、スタジオ使用が終了したとき、録音内容及び作業内容について確認し、当スタジオが定めるフォーマットに署名を行うものとします。

第１２条（料金の支払い）
【１】スタジオ使用契約者は、当スタジオに対し、第４条第１項第５号に基づいた期日までにスタジオ使用料を支払うものとします。

【２】スタジオ使用契約者がスタジオ使用料の支払いを遅延した場合、スタジオ使用契約者は当スタジオが別に定める遅延損害金に関する規程に従うものとします。

第１３条（損害賠償）
【１】スタジオ使用契約者は、当スタジオに対し、スタジオ使用者または関係者が故意または過失により損害を与えた場合、損害を賠償するものとします。

【２】当スタジオは、スタジオ使用契約者に対し、故意または過失により損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

【３】スタジオ使用契約者及び当スタジオは、損害賠償の額及び支払方法などを決定するにあたり、双方誠意を持って協議するものとします。

第１４条（遺失物、廃棄物）
【１】スタジオ使用契約者及び関係者の遺失物があった場合、発見日を含め７日間、当スタジオにて保管することとします。その後は遺失物法などに基づき処理することとします。

【２】スタジオ使用契約者および関係者の廃棄物は、スタジオ使用契約者の責任において処分することとします。当スタジオが、廃棄物の処分を代行した場合は、廃棄にかかる費用はスタジオ使用契約者が負担するものとします。

第１５条（駐車場）
当スタジオは、使用契約者または関係者が利用する駐車場の管理については、責任を負わないものとします。

第１６条（スタジオスタッフの休憩取得）
スタジオ使用契約者は当スタジオと協議し、セカンドエンジニア、スタジオオペレーターなどのスタジオスタッフが、法令、又は一般に確立された習慣に基づいた休憩を取得できるよう配慮するものとします。

第１７条（規程に定めのない事項）
この規程に定めのない事項については、スタジオ使用契約者と当スタジオが誠意を持って協議するものとします。

平成5年　（1993年）2月制定
平成27年（2015年）3月改定
平成29年（2017年）3月改定